

平成25年9月議会

○ 石川義治議員質問

(1) 安全・安心について

(石川義治君)

皆さん、おはようございます。石川義治でございます。

議長のほうから発言の許可を頂戴しましたので、通告させていただきました通告書のとおり、順次質問のほうをさせていただきたいと思っております。ご答弁のほうよろしくお願ひいたします。

本日は、1点、武豊町水道ビジョンについてご質問のほうをさせていただきたいと思っております。

武豊町の水道は、昭和37年度に創設され、給水を開始いたしました。創設により約半世紀が通過をし、施設の老朽化が顕著になり、更新時期を迎えています。さらには東海・東南海地震等に備えた震災対策についても一層充実させていく必要があります。一方で、人口減少社会を迎えるとともに、近年では、節水の意識の向上や節水型家電の普及、ライフスタイルの変化から、水の需要の減少傾向を示しており、水道料金収入の減少を予想されています。

このような背景から、本町では水道事業を分析、評価し、具体的な施設を立案し実現させていくための目標を水道ビジョンとしてまとめ、住民の皆様により一層安心していただける水道事業の実現に向けた指針としています。武豊町水道ビジョンの基本理念である安全・安心を未来につなげ、みんなで築けるやさしい水道の実現に向け、一層の経営努力が求められると考え、以下、質問のほうをさせていただきたいと思っております。

1つ目、平成26年度より地方公営企業会計制度が大幅に改正されますが、改正の目的と内容についてお伺ひいたします。

2点目、老朽管の施設の更新と施設の耐震化についての実施状況及び今後の計画についてお伺ひします。

3点目、職員の配置と技術の継承について、特に留意されていることについてお伺ひいたします。

4点目、応急給水体制の進捗状況と今後の計画についてお伺ひします。

5点目、災害時マニュアルの進捗状況と今後の計画についてお伺ひいたします。

以上5点についてお伺ひします。答弁の内容によりましては、再質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

町長（靱山芳輝君）

石川議員から、武豊町の水道ビジョンについて5点のご質問をいただきました。私からは、最後5番目の災害時マニュアルの進捗状況と今後の計画についてのご質問にご答弁を申し上げたいと思います。

災害時マニュアルの進捗状況であります。

武豊町地域防災計画に基づきまして、武豊町水道事業として給水対策を具体的なものにするために、平成19年3月に地震対策マニュアルを作成をいたしております。マニュアルでは、地震防災施設整備計画が各施設ごとに立案がされており、計画に沿った現在の整備状況について大きく5点を申し上げたいと思います。

1点目は、基幹施設では、配水池に緊急遮断弁の設置が計画され、既に設置を完了いたしております。2点目は、幹線施設では、基幹管路の耐震化が計画され、耐震化工事を平成24年度から着手をいたしております。3点目は、水管橋につきましては、耐震補強を終えております。4点目、機械、電気設備等は、地震による転倒防止対策がとられております。最後5点目、給水拠点における仮設給水設備につきましては、県営水道の送水管を活用した応急給水支援設備及び支援連絡管整備を終えております。今後は、武豊町の防災計画の見直しに伴い、地震対策マニュアルの改正を行う予定をいたしております。

そのほかに、愛知県愛知県営水道地震防災実施計画に基づきまして、地震が発生し、広域応援が必要な場合、直ちに水道の応急対策への支援を統括するための組織として、愛知県水道支援センターが設置されることになっております。これによりまして、県営水道はもとより、市町村水道の応急給水、応急復旧等を支援することとなっております。毎年県を中心に情報伝達訓練を実施をしておりまして、本町も参加をしております。

また、日本水道協会では、地震等緊急時対応の手引がまとめられておりまして、会員による相互応援を行うための全国規模でのルールづくりがなされております。さきの東日本大震災におきましても、地震等緊急時対応の手引に基づきまして、災害支援が行われております。

なお、老朽化施設の更新及びその他の施設での耐震改修等につきましては、小項目②で後ほど担当よりご答弁を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上であります。

次長兼産業課長（澤田仁志君）

小項目①制度改正の目的と内容の件であります。

昭和27年に制定された地方公営企業法は、昭和41年以来、大きな改正がされておりました。このため、近年、地域主権改革の推進や同種事業の団体間の相互の比較分析や民間企業会計との整合性などの観点から対応が必要とされてきました。これらを背景に今回の法改正がされましたが、今回の改正により、本町の水道事業が影響を受ける地方公

営企業会計制度等の見直しは、大きく分けて2点ございます。

まず、1点目は、資本制度の見直しであります。これは平成24年度に既に施行されておりますが、条例または議決によって利益の処分、資本剰余金の処分、資本金の額の減少が可能となりました。今議会にも昨年度に引き続き、決算認定にあわせて未処分利益剰余金の処分についての議案を上程させていただいておりますように、経営の自由度が高められたものであります。

2点目は、地方公営企業会計基準の見直しであります。11項目にわたり詳細に見直しが行われておりますが、そのうち4項目が本町の会計に影響がございました。

1つ目は、借入資本金の負債計上、2つ目は、補助金等で取得した固定資産の償却制度の見直し、3つ目は、引当金の義務化、4つ目は、キャッシュフロー計算書の導入が挙げられます。今回の改正では、この会計基準の見直しが平成26年度の会計から適応されるため、直近の平成26年度予算案から反映されることとなります。したがって、現在会計の見直し作業を進めているところであります。

なお、これらの改正は、公営企業が経営の実態をより正確に把握し、実態に基づいた経営戦略を立てることができるようにするとともに、住民や議会にも経営の実態が理解しやすく、チェックできるようにするためのものであります。

続きまして、小項目②老朽化対策と耐震化の件であります。

初めに、老朽化施設の更新についてであります。

まず、老朽化の状況であります。配水池ポンプ場施設については、耐用年数の60年を経過したものはなく、老朽化はしてございません。電気機械設備については、耐用年数が5年から15年ありますが、それを超えた施設が約半数ございます。管路については、平成24年度末で総延長309.6キロメートルのうち、耐用年数の40年を超えているものが20キロメートルございまして、経年化管路率は6.5%であります。

次に、更新の状況であります。

配水池ポンプ場施設については、老朽化してございませんので、更新は行っておりません。電気機械設備については、定期的な点検計画を策定して、計画に基づき、専門業者に委託して、適切な維持管理を行っております。施設の延命化を行った上で、状況により施設の更新を行っております。老朽化した管路は、県の工事や道路関連工事等にあわせた更新を行っております。

続いて、今後の計画であります。

施設設備関係については、使用頻度や劣化状況に応じた整備計画を立案して、計画的な更新を進めてまいります。老朽化した管路については、経年化にあわせて地震に強い管路への更新はもとより、費用や投資効果等、多角的な視点から整備計画を立案して整備を進めてまいります。

次に、施設の耐震化についてであります。

まず、耐震化の状況であります。配水池については、耐震診断を行った結果、第1配水

池、第2配水池及び富貴配水塔のすべての配水池において耐震が確認されております。ポンプ場施設については6カ所ございますが、上山統合ポンプ場、富貴ポンプ場を除く4カ所については耐震が確認されておられません。管路であります、口径200ミリ以上の基幹管路の総延長は34.99キロメートルございまして、その耐震化率は、平成24年度末で29.7%であります。

次に、耐震化の実施状況であります。

配水池は附属施設を含めてすべて耐震化されております。ポンプ場施設については、22年度に5カ所のポンプ場を統合した上山統合ポンプ場を整備して、耐震化施設へ更新を行いました。また、今年度には、壺町田及び上山の第2ポンプ場の2カ所を統合したポンプ場を整備しております、耐震化実施しております。基幹管路については、24年度から国の補助金を受けながら耐震化工事を行っております。

最後に、今後の計画であります。

ポンプ場の残りの2カ所については、富貴配水塔からの配水管の改良を行った後に、配水区域の変更により自然圧に切りかえて順次廃止をしていく予定であります。基幹管路の耐震化につきましては、24年度に策定した更新計画に基づいて、順次耐震化を進めてまいります。

次に、小項目③職員の配置と技術の継承の件であります。

現在水道事業は7人の職員で運営しております。業務経験年数の平均は、新人の配属もございまして、3年弱であります、7年から8年のベテランも若干名おりました、水道事業に関する専門的な知識や豊富な経験を持っております。また、水道事業の運営に必要な専門知識を身につけるために、技術や経理の両面にわたって、水道関連研修へ積極的に参加をして、能力の向上に努めているところであります。

続きまして、小項目④の応急給水体制の進捗状況と今後の計画の件であります。

本町での応急給水施設は、給水拠点としまして、配水池が3カ所ございます。震度5強以上の地震が発生した場合、緊急遮断弁が作動して水量を確保できるようになっております。その他の応急給水施設として、県営水道の送水管から空気弁を利用して直接給水できる応急給水支援設備が4カ所に整備されております。さらに、災害時に県営水道の送水管と町の配水管とを直接連絡できる支援連絡管が2カ所に整備されております。

次に、応急給水支援体制としては、半田市と美浜町、それぞれと相互支援の協定を締結しております。地震等が発生した場合に、相互支援が可能な救急支援連絡管を整備してございまして、非常時の体制が整えてございます。

最後に、今後の計画であります。

給水施設である配水池から避難所への水の送水を想定して、現在車載型の給水タンクを5台保有しておりますが、ことしから3年間をかけて給水タンク3台をふやしていく計画であります。

以上であります。

(石川義治君)

それでは、順番に従いまして、随時再質問をさせていただきたいと思いますが、最初に、地方公営企業会計制度の大幅改正についてお伺いさせていただきたいと思いますが、どうもよくわからないのは、企業会計というものが、私自身も個人的にも貸借対照表は作成させていただいておりますし、損益計算書もつくらせていただいておりますが、行政流という企業会計と貸借対照表、また、損益計算書というのが、どうも今回も出ているわけなんですけれども、決算書として、どうも理解できないんですが、その点で今回見直されるというような話が今回の改正であるということなんでしょうけれども、まず最初に、資本制度の見直しなんです、利益の処分、資本剰余金の処分、資本額の減少が可能となったというふうに説明がございましたが、これはどのような必要性があって、なぜこのような形に法改正はされるんですか。

上下水道課長（犬塚敏彦君）

まず、資本制度の見直しの関係でございますが、これは地方分権改革推進計画に基づきまして、地方公営企業の経営の自由度を高める観点から見直されております。今回、議案でも提出させていただきましたけれども、利益剰余金、そちらのほうを今までは法律に基づいて決められた金額を積み立てなければならないというのがあったんですが、今回はそれぞれの公営企業体におきまして、条例または議決をもって自由に使い道を定められるということで、公営企業の自由度が増すということでございます。

(石川義治君)

地方の裁量に任せるといようなお答えなんです、例えば、資本額を減少させるということは、我が町の公営企業についてどのような影響があるんですか。その辺の戦略的なことが自由になるということなんでしょうけれども、資本額を減少させるという意味がよくわからないんですけれども、その辺についてお伺いしたいんですが。

上下水道課長（犬塚敏彦君）

そうですね、資本額、水道の企業会計をやっていく上で、最も根本的な財源といいますか、これは企業でも同じだと思うんですが、資本額の減少というのは、武豊町の場合には今想定はしておりませんが、今後人口が極端に減っていくだとか、給水収益が極端に落ちていくだとか、そんなような過疎地域と言っては失礼かもしれませんが、そのよう

な地域におきましては、スケールダウンをするような形での資本金の減少ということが考えられると思います。

(石川義治君)

そうしますと、本町で大きく影響してくるのは、利益の処分と資本剰余金の処分ということで、これまで20分の1を下らない金額を減債積立金、または利益積立金として積み立てなければならぬということですか、資本剰余金の処分が原則不可ということがなくなるのがより本町にとってプラスになるということでご理解してよろしいですか。

上下水道課長（犬塚敏彦君）

そのとおりでございます。

今回の議案でもそうなんですが、建設改良費のほうに積み立てをしておく。それは将来の耐震化だとか、更新の費用に充てるための準備費用といいますか、それをこちらのほうで自由に選択できるということでございます。

(石川義治君)

ありがとうございます。

議会といたしましても、しっかりと議決をさせていただいて、ご承認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、地方公営企業会計の見直しで、本町に影響があるのは4項ということですが、借入資本金を負債に計上するというのはどういうことなんですか。

上下水道課長（犬塚敏彦君）

公営企業の今までの会計の制度で、借り入れの起債は今までは借り入れの資本金としまして、資本の部に計上されておりました。今回制度の会計の見直しによりまして、負債のほうに変更されるわけですが、本来、一般の企業の資本といいますと、資本金は特段返さなくてもいい資本という感覚であるんですが、公営企業のほうのこの水道会計は、資本と言いながら、当然利息も元本も返していかなければいけない。それは資本ではなくてやはり負債であるべきだろうということで、民間のほうが採用しております企業制度に整合させるという意味で、今回制度改正がされておりました。今回の改正によりまして、財政の状態が適切に表示をされることによりまして、民間の企業会計との比較分析が可能になるということでございます。

(石川義治君)

補助金で借り入れたものを償却資産に入れるというようなお話だったと思うんですけども、今まで任意適用として認められましたみなし償却制度というのがあると思うんですが、本町では、その辺の対応はどのようにされておられたんですか。

上下水道課長（犬塚敏彦君）

みなし償却の制度は本町でも一部行っておりました。過去にいただいた補助金の一部はみなし償却のほうをしております。

(石川義治君)

いろいろ会計基準はあると思うんですけども、一部というのは、一部はみなし償却をされ、一部はみなし償却をされないというご判断をされた基準というのはどの辺なんですか。

上下水道課長（犬塚敏彦君）

本町の水道自体がわりと経営状況がよろしかったものですから、補助金自体が余り過去にもらって施設を整備したという経過がございますので、ところどころその補助金をいただいておったんですが、その都度、継続的にやっておれば対応も一貫しておったと思うんですが、飛び飛びで補助金をいただいておるという経過があったものですから、どうしてじゃこれを充てた充てないというその理由まではわかりませんが、金額的には少ないということがございます。

(石川義治君)

わかりました。今後これが一貫化されて、他市町との比較も簡単になるということがよく理解できました。

3点目に、引当金についてお伺いさせていただきたいんですが、退職給付引当金の計上義務化というのがあるんですが、本町の場合はどのような形になるのでしょうか。

上下水道課長（犬塚敏彦君）

本町の場合は、一般会計のほうで退職組合のほうに加入しておりまして、基本的に退職金はそちらのほうで100%出るということで、水道事業の退職引当金を積む際は、その差額分を積みなさいよということになっておりますが、本町の場合は100%一般会計のほうから出るということで、退職給付の引当金は水道事業としては積む予定はありません。

(石川義治君)

私も昨日、課長といろいろとお話する中で、退職金の話の引当金というのは俗に言う、健全化法で言う将来負担比率に及ぼすようなものだと思うんですが、これが負担金累積額から退職金手当累計額を引いたものプラス積立金運用額相当額を組合積立金額とするというようなことが出ておったんですけれども、それとは違うんですか。要は、帳面づらで、他市町と比べるときに、かたや引当金の入ってくる自治体があって、片や積立金のない自治体がある場合、同じ指標で比べるに当たって、同じ土俵なのかなというのが素朴な疑問なんですけれども。

上下水道課長 (犬塚敏彦君)

そうですね、退職金の制度は5市5町でも大分ばらばらとしておりますが、確かに比較をする上では、比較はそれぞれのその制度、退職組合を使っているところもありますし、独自で基金で積んでみえるところもありますし、単純に比較は難しいとは思いますが、今の引当金の制度の趣旨からいいますと、本町のように同じ武豊町の中にある公営企業はまだいいんですが、全く別で、水道企業団とか、水道だけを専門にしておるようなところであれば、当然その職員はそちらの企業団のほうから退職金を出すものですから、当然引き当ては必要でしょうし、本町の場合ですと、先ほども言いましたけれども、退職組合のほうから出るということで、あえてその差額分を計上するものがないということで、そういう趣旨で引き当ての予定はないということでございます。

(石川義治君)

1番目で余り時間をとってもしようがないですから、簡潔にまとめたいと思うんですが、公営企業の実態が正確に把握し、実態に基づいた経営戦略を立てることができて、また、住民や議会にも理解をしやすいチェックできるようになるというご答弁を頂戴しましたが、例えば今回の経営健全化判断比率の中で、水道会計というのはマイナス百何%とかというわけのわからないような数字が出てくるわけなんですけれども、それが変わるということでご理解していいんですか。



上下水道課長（犬塚敏彦君）

健全化比率のほうは、私が答えていいかどうかちょっとわかりませんが、今回の制度改正によりまして、確かに負債がふえます。負債がふえますが、公営企業の会計上、特段その中身については大きな変更はありませんが、資本から負債のほうへ移行する金額が結構あるものですから、負債がふえるということで、ただ、その中で、今回の負債がふえる分の経過措置というのがございまして、負債としてのカウントする金額、そこで適用するものと適用しないものというふうに分かれておりまして、その中身を見る限りでは、特段その金額が大きいものはないと思いますので、健全化のほうの指数には大した影響はないかなというふうに思っています。

（石川義治君）

大変健全なご経営をされているという理解でしておきます。

水道ビジョンによる計画をより一歩踏み込んだ経営戦略を立てるとのことなんですが、そういう考えでよろしかったですか。

上下水道課長（犬塚敏彦君）

そうですね、今まで割と見えにくかったものも見えてくるということもありますし、先ほどの資本制度の改正でもありますように、独自で判断できる、判断材料がふえたということで、戦略的な計画もこれからは立てやすくなるということでございます。

（石川義治君）

最後1点だけですけれども、これは住民にとってもわかりやすくなるということによろしいですね。

上下水道課長（犬塚敏彦君）

議会も住民の方も両方ともでございます。

（石川義治君）

すみません、続きまして、2番目の質問のほうに移らさせていただきたいと思いますが、まず、老朽化のほうについてお伺いしたいんですが、経年劣化率が6.5%と、ビジョン策定

時が 2.7%で、大幅にふえておるんですが、経年劣化の今後はどのような形に、当然ふえていくとは思われるんですけども、その辺の数字があるようでしたらお示してください。

上下水道課長（犬塚敏彦君）

経年化の関係でございます。管路でいきますと、全体の延長が 309 キロございまして、平成 25 年今年度時点で経年化率は 7.6%で、5 年後の平成 30 年で 12.1%、35 年で 19.1%、37 年で 24.9%でございます。

（石川義治君）

そうしますと、ビジョンにあわせて 2.7%になるべく努力していくような形で今後経年化はかえていくことで理解しておいていいですか。

上下水道課長（犬塚敏彦君）

経年化のほうはそうですね、当然過去に整備した管路はすべて同じように経年化していきますので。

（石川義治君）

次に、耐震化についてお伺いしますが、耐震化率が 30%で、水道ビジョンですと、平成 37 年度までに 80%と計画されておるが、この辺は財源的な裏づけというのは、一応公営企業会計ですので、お持ちになっておられるんですか。

上下水道課長（犬塚敏彦君）

このビジョンを策定する際に、当然改修関係、その他費用関係を算定して計画は立ててございますが、やはり何といたしまして、水道の収益が上がらないことにはこの計画も成り立たないということがございまして、ここ数年、給水収益が年々少しずつ下がっていくという状況がございまして、今の水需要、給水の収益の状況を見ながら、その都度計画は見直していかなければならないのかなという気がしております。

このようなビジョンのとおりには計画すると、かなり費用要るものですから、ちょっと今の収益ですと、目標に到達するのは厳しいのかなというところでございます。

(石川義治君)

榑山町長は再選時のときでしたか、今後 50 年先、100 年先を見据えた町の骨格をつくらなければならない、多分再選時でしたか、私も記憶が定かではございませんが一ような趣旨の考えを示されましたが、全国的にも同様ですが、少子高齢化、人口減少、社会インフラの劣化は顕著にあらわれてきております。残念ながら、今までですと、これまで歩んできたような右肩上がりの経済は今のところは期待できないのが現状ではないかというふうに考えております。冒頭にも述べさせていただきましたが、水道事業が抱える課題もたくさんあります。管路の経年劣化、耐震化は喫緊の課題ですし、人口の減少による水道事業の減少、給水利益の鈍化などが考えられます。いろいろと問題がございますが、更新需要の増加、水道資産を健全に維持できるように、いろいろ独立採算の中でやっていかなければならないんですが、1つ飛びまして、厚生労働省が発行されておる、水道におけるアセットマネジメント（資産管理）についてのほうはご存じですよ。

上下水道課長（犬塚敏彦君）

アセットマネジメントは、最近国のほうもやれよとまでは言っていないけれども、やるようにというふうに支援されております。

(石川義治君)

昨日、施設整備台帳の中で、高須部長から細かく数字を述べさせていただきましたが、アセットマネジメントの今の実行率についての数字というのは把握されておるのでしょうか。

上下水道課長（犬塚敏彦君）

数字は把握はしておりません。

(石川義治君)

先日少しお話の中でも述べさせていただいたんですけれども、全体で 30%、給水人口 5 万人以下で 12%の実施率ということでございます。別によそがやったからやるとか、よそがやらなければやらないのではなくて、必要だからやる、必要でなければやらないというのが本来の筋でありまして、高須部長、大変ご無礼ですけれども、施設台帳におかれましても、隣町の高浜市もしっかりと持たれておりますし、これは人口規模でもないでしょうし、やろうと思えばやれると思いますので、ぜひこれはやっていただきたいというふうで、

次の質問のほうに移らさせていただきたいと思います。

続きまして、職員の配置と技術の継承について特に留意されたということで、これは人事のほうのことになるかと思うんですけども、行革によって多くの職員が削減しましたが、水道課と下水道課が当初は分かれておりまして、それが1つになりましたけれども、それによって人員というのはどのくらい減られたんですか。わかりませんか。

総務部長（高須直良君）

申しわけありません。職員の削減にあわせて、水道課下水道担当（今の上下水道課）の職員数については数年前より減らしておりますが、何人減らしたかについては数値を持っておりません。

（石川義治君）

別に水道課に限らず全庁的に減らされているので、それについてとやかく言うつもりもございませんが、一つ、水道ビジョンというものをせっかくつくられまして、4の14でしたか、当時職員数が9人でご経営をされていたようなんですが、それが7人に減りまして、これが水道ビジョンの中では、愛知県の間値、知多市の間値よりも職員数の不足がビジョンの中では指摘されておるわけですけども、その辺に関してのご見解はいかがなものでしょうか。

総務部長（高須直良君）

ちょっと私が水道事業について詳しく述べるのは適切ではないのではないかと思います。全体としては職員の削減の努力をしております。今の上下水道課につきましては、当初水道部ということで、水道部の中に水道課と下水道課があったかと思えます。まず、水道部を産業建設部と一緒にしまして、さらに水道課と下水道課を一緒にしたと。多分当時、上下水道課というものをつくったのは非常に珍しかったと思いますが、今大変多くのところで上下水道課という形になっております。組織の見直しの面では非常に先進的であったと私は思っております。

（石川義治君）

大変先進的な人事をやられたということで、すばらしいなというふうに思っているわけですが、もう1点、水道ビジョンの4の14の中で、技術の継承というところがあるんですが、水道事業の運営には専門的知識や豊富な経験が大切で、そういった知識や技術は短期

で習得できるものではないとうたわれていますが、ビジョンでは、経験年数が3.8年となっておりますが、今現在では、職員の在籍年数は3年弱ということでございました。愛知県の間値が16.5年、知多市5市5町の間値が15.2年ということですね。かなり水道というのか、技術職関係というのは人事系列が長いような感じが技術の継承につながるのかなというふうに感じておるわけで、ビジョンにうたわれているんですけども、その辺に関してはご見解はいかがですか。

総務部長（高須直良君）

水道事業においても、私ども組織全体の中で異動をしておるものですから、経験年数については平均のもの、長くなったり、短くなったりすることはあるかと思えます。私どもの水道事業については、職員はもちろんプロパー採用ではありますので、当然いろいろな部署を経験してもらうことになります。

過去において、大体5年で異動というような方針を持っていたこともあります。とりわけ新規採用の職員については、いろいろな部署を経験して適正を判断する意味もあって、10年で3回異動という方針になっています。この10年3回異動はまだ形というのか、基本的に生きておりますが、職員の定期異動については、今はさほど気にしていないというのか、長くてもいいと思っておりますので、できるだけそれぞれの業務の状況を配慮しまして、必要があれば長く職員にいてもらうことも、私はそれでいいと思っております。今後はそういうことで進めたいと思えます。

（石川義治君）

あと2点だけ、ちょっと少しご提案になるんですが、これはトップ判断で結構ですが、半田市、常滑市、東浦町のように技術職採用とか、そのようなお考えというのは今のところはいいんでしょうか。

総務部長（高須直良君）

実態としては、技術系の職員は主に技術畑を異動しているのが通常であります。ただ、私どもはこれだけの数少ない職員の中で、将来の部課長を育てなければいけないものですから、そういった面も配慮して、できれば一度は別の、例えば技術職員でも事務分野を一度経験させたいなという思いはあります。実態としては多くは専門職に近い形になっております。

(石川義治君)

人事交流も大事だということで理解させていただきます。

最後に、水道業務というのは結構委託もされているところが多いと思うんですが、人員が足りない場合、委託という形も今後の方向性の中で考えられたらいかがでしょうか。

上下水道課長（犬塚敏彦君）

委託の関係でございますが、現在も検針業務と水道の使用の開栓、閉栓業務は既に業者委託をしております、効率よい運営をさせていただいております。

〔「今後は」と呼ぶ者あり〕

上下水道課長（犬塚敏彦君）

今後につきましては、委託のメリット等もいろいろ考慮しながら、中身次第だとは思いますが、メリットがあつて支障がなければ検討していきたいと思っております。

(石川義治君)

ありがとうございます。

次に、4番目の質問に移らさせていただきたいと思いますが、3台給水タンクを増設されるということで、大変結構な話だと思います。ビジョンでは、読まさせていただきますと、1台が26往復もするというので、単純に自分で電卓をはじくと、16往復もするということですが、これで最初の3日間の住民1人当たり3リットルという水が確保できるということなんですが、交通渋滞とか、通信障害等がございまして、その辺はこの3台というのが適当というふうに考えておられるのかどうかお伺いします。

上下水道課長（犬塚敏彦君）

議員おっしゃるとおり、大きな地震、震度5強以上の地震が発生した際には、配水池の緊急遮断弁がおりて、配水池にたまっておる水をそこでためることができます。そこから給水タンクで各拠点へタンクで輸送するわけですが、道路の状況が果たしてどれだけ通れるのか、また、通れたとしても、ほかの緊急車両で渋滞の発生というのも予想されますし、また、通信のほうが思うようにやりとりできなくてスムーズにいかないということも考えられますので、現実的には配水池から近い本管のほう、特に壊れていない、大丈夫な管路に水を通しまして、拠点拠点消火栓がございまして、その消火栓から水をタンクにくんで、なるべく輸送の距離を短くするだとか、あるいは消火栓そのものを給水の拠点にする

だとか、そこら辺は実際のところは臨機応変に対応していきたいと思っております。

(石川義治君)

そのとおりだと思いますし、実際にはやはり通水しておるものを生かすとか、そのような形がベストかなということで、2番に答弁されましたので、質問はなくなりましたので。

最後に、防災マニュアルの改定についてですけれども、19年につくられた防災マニュアル、大変立派なものだなということで、今でも現状を十分、進捗状況も確認させていただきましたが、防災計画の見直しに関して、今後ますます見直すということですが、予定的にいつごろ新しい防災マニュアルはできるんですかね。

上下水道課長 (犬塚敏彦君)

私が防災の担当のほうともお話聞いた限りでは、県のほうの被害想定というのがことし冬ころには発表されるであろうということで、それを受けまして、町の地域防災計画を見直す必要があると。県の時期次第ではございますが、今年度25年度中くらいかなというところではございまして、水道の関係のほうの地震対策マニュアルにつきましては、その町の地域防災計画が改定されたのを受けまして、町の地域防災計画と整合させる形で行いたいと思っておりますので、26年度中にできればいいかなというような予定でございまして。

(石川義治君)

41秒でございまして、最後に一言だけ、水道課のほう、大変ご苦勞されていることは重々ご認識させていただきました。ここに一つ、私が先日研修を受けたときにあった文章を読ませてもらいたいです。

公企を預かる者の誇り、単なる水を売っているものではない。元気と希望、そして、温もりのある水を配っている。私たちの世代が先代と次代を思い、あすに責任を持ち、次の100年水道をつくる。そんな水道をぜひ水道課の皆様全員、また、町の皆様全員一丸となつてつくっていただきたいことを願い、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。